

## 平成 23 年度三重県 8 0 2 0 運動推進協議会

日時：平成 24 年 3 月 1 日（木）14：30～16：30

場所：三重県歯科医師会館 1 階会議室

（中井会長）

只今、選出をされました、三重県歯科医師会の中井と申します。

三重県歯科医師会におきましては、地域保健、公衆衛生を担当してまいりました。先ほど委員の皆様のご紹介の中で、森田委員のほうから、愛知学院の中垣教授に代わってということがありましたが、この三重県におきましては歯学部、歯科大学がございませんでしたので、専門的な立場からこれまで中垣先生のアドバイスとご指導をいただいております。また、森田先生にも、長年にわたって三重県の歯科保健対策事業、県民啓発に係わる事業におきましては、一緒に調査研究をお願いしていた委員でございますので、本日はよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、各委員の皆様方には、本当に平素はこの三重県歯科医師会、また今、三重県当局、県教育委員会とは大変良好なパートナーシップで歯科保健対策を遂行していると、私、非常に嬉しく思っています。今後ともこの歯科保健対策をより良好な関係で皆様と連携を組みながら、県民啓発、県民のよりさらなる健康向上のために尽力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日、議題がたくさん出ておりますので、早速、議題に入らせていただきたいと思ひます。本日の議題の（1）歯科口腔保健の推進に関する法律及びみえ歯と口腔の健康づくり推進条例について、事務局ご説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、歯科口腔保健の推進に関する法律、国の法律のほうをご説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。

歯科保健の施策と言ひますのは、この法律ができるまでは母子保健法や健康増進法の中で進めておりましたが、昨年 8 月 10 日に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布施行されております。

この法律におきましては、口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的、かつ、重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取り組みが、口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、「基本理念」を定めまして、国、地方公共団体、そして歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、そして国民の健康

の保持増進のために必要な事業を行うもの、そして国民自らについて責務を規定しているものでございます。

関係者の責務を明らかにして、その推進に関する施策を定めることにより国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防などにおける口腔の健康の保持の推進に関する施策を総合的に推進するものでございます。

歯科口腔保健の推進に関する施策ということで五つありますが、歯科口腔保健に関する知識などの普及啓発、そして定期的に歯科検診を受けることなどの勧奨など、そして障害者などが定期的に歯科検診を受けることなどのための施策、そして歯科疾患の予防のための措置、口腔の健康に関する調査及び健康の推進等の施策が記載されております。

そして、これらを実施するにあたりまして、国のほうでは施策の総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を策定・公表することとなっております。また、都道府県におきましても、基本的事項の策定の努力義務というのが記載されております。

そして、口腔保健センターなどを都道府県、保健所設置市並び特別区などが設置することができるということになっております。

また、同年 8 月 28 日にはその歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を決めるために、「歯科口腔保健推進室」が設置されました。

こちらのほうで検討されております「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の骨子というのが、現在、ワーキングなどを重ねて策定されているところでございます。そして、これが今年度中ぐらいに大まかな内容が固まりまして、5 月下旬か 6 月頃に地域保健健康栄養増進部会のほうでこれが諮られて、周知されることとなります。三重県のほうでも、この法律の骨子を受けて今後の施策を進めていく予定にしております。

また、この法律とは別に県議会のほうでは、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の今年度中の制定を目指し県議会で 9 月 22 日から 10 回検討会が行われており、内容について県議会のほうでご検討いただいております。そして、昨日、2 月 29 日に本会議に追加議案として上程されました。

これが順調に通れば 3 月 17 日に本会議のほうで採決され、3 月 27 日が公報の交付日となっておりますので、3 月 27 日に公布・施行される予定となっております。

みえ歯と口腔の健康づくり条例につきましては、資料 2 の A3 のほうをご覧くださいと思います。これは議会策定資料ですけれども、「みえ歯と口腔の健康づくり条例の体系」ということで、大まかにまとめられております。

まず目的としましては、この歯科口腔保健推進法、国のほうの法律が制定されたこと、それと歯と口腔の健康づくりが県民の健康で質の高い生活を営む上で重要であることに鑑み、歯と口腔の健康づくりに関する基本的理念を定め、県、県民などの責務や市町などの役割を明らかにし、県施策の基本的な事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進し、それをもって県民の生涯にわたる健康増進に寄与するものというのが目的となっております。

そして、基本理念としましては、県民一人ひとりが自ら歯と健康の健康づくりに取り組むことを推進すること。そして、すべての県民が生涯にわたって「8020運動」の意義を踏まえて、歯科検診などを受けることができる環境の整備を推進すること。また、関連施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進することとなっております。

そして第2章には「各主体の責務、役割等」がございます。この表の右上のほうにあります「 」ほうが義務規定となっております、「 」のほうが努力規定となっております。県の責務としましては、施策を総合的に策定し、計画的に実施することとなっております。そして、責務となっておりますのが、県、また県民自ら、そして歯科医療関係者というのが責務となっております。そして、役割につきましては、市町、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者、そして事業者及び保険者というものがそれぞれの施策を推進して、県や歯科医療関係者が行っている事業に協力することとなっております。

市町の役割としましては、国の歯科口腔保健の推進に関する法律及び母子保健法、健康増進法などの現行の法律に基づく施策を継続的かつ、効果的に推進するというふうになっております。

また、県は、市町などと連携、協力及び調整をして、歯科保健施策を進めていくことや、市町への支援を行っていくということが義務規定になっておりますので、これからますます市町との連携を深めまして、取り組みを進めさせていただきたいと考えております。

それから、第3章の「施策の基本的事項」でございます。こちらには10の項目がございますが、三重県の課題に応じたかなり具体的な内容が入ってきております。

そして、県は、施策を総合的に策定し、計画的に実施するため、次に掲げる施策を講じるように努めるということで、すべての県民が生涯にわたって歯科検診などを受けられる環境の整備、そしてこの「すべての県民」というところから、また特に対応していくべき方たちということで、2に障害者、要介護者、その他歯科検診を受けることが困難な者並びに妊産婦、乳幼児が歯科検診などを受けられることができる環境の整備ということで別に記載されております。

また、学校などにおけるフッ化物洗口などの科学的根拠に基づく効果的な歯科保健対策の推進及び助言、支援、そして児童虐待の早期発見など、成人期における歯周疾患の予防対策、中山間地域などにおける歯科検診などを受けることができる環境の整備、そして平常時における災害に備えた歯科保健医療体制の整備、災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保、人材の確保、育成、資質向上に対する施策、歯科疾患に係る効果的な予防医療に関する研究、その他歯と口腔の健康づくりに必要な施策ということで、具体的な内容が記載されておりますので、県といたしましてはこの内容に対応していくよう、効果的な取り組みを進めていきたいと考えております。

それから、この基本的事項の中には、努力義務としまして基本計画を定めることが義務規定となっておりますので、次年度、この計画を策定していく予定となっております。

それから、調査に関しましては、「三重の健康づくり総合計画(ヘルシーピープルみえ)」これは10年計画ですけれども、「ヘルシーピープルみえ」の中間評価調査等と合わせて歯科疾患実態調査もしておりますので、そのような調査も概ね5年ごとに実施をしていく予定となっております。

それから第4章には、財政上の措置等と、そして「いい歯の日」、そして「8020推進月間」というものが定められております。この「いい歯の日」及び「8020推進月間」も義務規定でございますが、今まで6月4日のむし歯の日を中心に、6月4日から10日を歯の衛生週間として学校関係者、や市町行政の方にもご協力いただきまして、歯科保健の取り組みを進めさせていただいているところです。今後は、11月も「8020推進月間」というものが設けられますので、この機会にもしっかりと歯科保健の啓発を行ってきたいと考えております。

それで、条例におきまして県の責務としての役割、そして基本的事項が明確になりましたので、今後、基本計画を策定しまして、効果的な歯科保健対策を進めていく予定となっております。以上でございます。

(中井会長)

ありがとうございました。三重県においては歯科口腔保健に関しては大きな動きとなってきたわけですが、昨年の国の法律が成立する以前に、もうすでに全国的には23ぐらいの道県において、こういった歯や口の健康づくりに関する条例ができておりました。

三重県は、このたびその国の法律を受けてこういった検討をしていただきましたが、今、

事務局からご説明がありましたように、きちんと各位の責務でありますとか役割、また基本的事項の中にも、他県には例のないような条項が見られます。例えば第11条の7のような、災害時におけるといったようなことは、被災地においては急に口腔内の状態が悪化する、例えば虫歯の数が爆発的に増えるとか、あるいはそういったことがもとのトラブルできちんとした食事が取れない。避難所における食事が取れない。また、高齢者、介護者におかれましては、そういったことに起因する誤嚥性肺炎の多発といったような傾向が報告されております。そういったことも併せて、当県においてはこういった独特な条項も入れられたというふうに私は理解をしております。

今のご説明に対しまして、皆様からご質問や意見がございましたらお伺いしたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

例えば各歯科医療関係者の責務というところでは、歯科衛生士会の方、また歯科技工士会の方というふうに文言も入っておりますが、今日は衛生士会の渡瀬委員がご欠席ですので、技工士会のほうから大西委員様に何かコメントがあればお願いしたいと思います。

(大西委員)

歯科技工士会の大西でございます。

このたびの「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に関して、私ども歯科技工士、歯科衛生士等、固有名詞を挙げていただきまして本当にどうもありがとうございました。第5条の「歯科医療関係者の責務」ということで明確に謳っていただいております。本当にありがとうございました。

先だっても中井会長に偶然お会いしたところで、実は昨年8月に国の法律が出来上がって、そこで第4条のところで括弧書きで「歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)」というような括弧書きが明記されておまして、その県条例に関しても第5条の歯科技工士の業務に関して、「基本理念に則り、県が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策」の後に「歯の機能の回復によるものを含む」というようなことを入れていただくわけにいかないでしょうかという話をさせていただいたのですが、我々の立場からしてみると、勿論、予防は大事でございまして、さりとて予防はしているんだけど、機能が欠落して我々の出番というような場面があるわけなので、そういう意味で括弧書きを入れていただいたらどうなんでしょうかという話をさせていただきました。

この関する施策の中にその文言も含まれているということであるのであれば、それはそれでよいのですが、そのようなことは感じました。

(事務局)

先日の議会での第 10 回の検討会の時に技工士会様がパブリックコメントで出されたご意見のほうも議員さんの中でご検討いただいております、この条文の中に文言として書くのは難しいけれども、条文の中にはそのことは含めているということで、より簡潔で分かりやすい条文となるよう整理していますというふうにご回答がありましたのでお伝えさせていただきます。

(中井会長)

国の法律がより上位な法律で、そこにはないものはこの条例で保管したらいいと思いますので、多分ご心配は及ばないと。また一緒にこれから口腔の機能回復にはともに連携を取っていきたいと思います。

その他の委員の皆様から何か今のようなご意見がございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

この条例の中には、学校歯科保健等についてもご指摘がありますので、県の教育委員会にも実は参考人ということで、三重県の現状について検討会でも情報提供していただく機会がありましたので、西村委員のほうから何かございましたら。

(西村委員)

学校における健康課題ということで、はじめにご挨拶の時にちょっと触れましたけれども、歯と口の健康づくりにつきましても、重要な健康課題の一つとして現在取り組んでいるところでございます。特に教育委員会としまして、国の事業を受けまして、特にむし歯の多い地域に専門員を派遣して、歯と口の健康教育を推進するというようなこと、それから健康福祉部さんなどの関係機関とも連携いたしまして、歯科衛生士等を派遣させていただいているというような取り組みもしております。

また、毎年、ライオン歯科衛生研究所の協力のもとに、県内の希望する学校、本年度は 4 校ですが、歯と口の健康教室を実施している等、さまざまな取り組みをしております。

また、今年度からは、日本学校歯科医会の事業を受けて、モデル地域、紀北町立東小学校をモデル学校としまして、中井先生のほうにも係わっていただきましてご指導をいただいております。このほかさまざまなことがございますけれども、学校によって、特に小学校ですけれども、給食後、歯磨きの時間を作って、その間曲をかけて先生も子どもも一緒に歯磨きをしながら歯磨き指導をするというように、そういうような取り組みもしているところでございます。

今回この条例の最終案が出されているわけですが、第11条の3に係わるところ、これが特に学校に関係するところがございます。先月、パブリックコメントの期間がございましたけれども、随分ここに対するご意見をたくさんいただいたというふうなことを聞いております。これにつきましては、フッ化物洗口というふうなことが出されておるわけでございますけれども、これにつきましては、教職員や保護者等がその必要性を十分理解して、そして同意が得られるようにするなどして、今後しっかり手順を踏んで実施していく必要があるというふうなことを感じているところでございます。

また、こういったことを学校で推進することになった場合、学校だけではできません。学校歯科医の方、それから学校薬剤師の方の指導、助言などもいただきながら、今後やはり何と言っても保護者の同意というのが大事だと思いますので、そういったところを踏まえて慎重に進めていく必要があるというふうなことを感じております。以上でございます。

(中井会長)

縷々いろいろな点についてご意見を頂戴しておりますが、他の委員の方からは何か他にございませんでしょうか。

もしまたお気付きの段がありましたら、後ほどでも途中でもお伺いするといたしまして、今日は議題も多くございますので、(2)の、その条例が作られた背景になると思われる三重県の歯科保健の現状というもの、そこに何か課題があるのかどうか、そういったことも踏まえて事務局にご説明していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、三重県の歯科保健の現状についてご報告をさせていただきます。

「三重の歯科保健」の冊子をご覧くださいませでしょうか。最初のほうは「ヘルシーピープルみえ・21」の歯科領域の指標などがございますけれども、これもあとで調査結果などを含めご説明をさせていただきたいと思います。

まず9ページをご覧ください。これは乳幼児の虫歯の現状でございます。昭和44年からのデータがございますので、このようにグラフにさせていただいております。昭和44年の頃には80%以上、3歳児のお子さんがむし歯をお持ちでしたけれども、現在では25%ぐらいになってきております。そして、1人平均のむし歯の数も、以前は6本ありましたが、現在は1本になっておりまして、本当にお子様のむし歯というのは大変少なくなっているのが現状でございます。

平成になりましてからも、3歳児のう蝕有病者率は半分になっておりますし、1人平均のむし歯の数は3分の1になっておりまして、これはやはり保護者の皆様方の意識が高くなってきたということが大きいかと思えます。そのためにはいろいろな関係者の働きかけが大きかったということだと考えております。

そして、市町ごとにその3歳児と1歳半のお子さんのむし歯の状況を表したものが8ページになります。三重県は南北に長いので、いい地域と悪い地域というふうにかなりの地域差があります。3歳児のう蝕有病者率は、地域差が4.4倍ほどになっておりまして、この格差をなくしていくというのも一つの大きな目標となっております。

それから、10ページをご覧ください。これは三重県の3歳児のう蝕の現状と全国を比較したものでございますが、以前は三重県は全国と比べましてむし歯が多かったのですが、各地域のほうで「地域8020運動推進協議会」などを開催させていただきまして、行政と歯科保健に係わる関係者の方たちにお集まりいただいて課題について話し合い、取り組みを進めていただきました結果、最近では、大変むし歯が減少してきております。

それから、11ページをご覧ください。これは12歳児の虫歯の状況でございます。12歳児と言いますのは中学校1年生の春の時の検診の結果でございますので、小学校の間のお口の歯の状況が反映されていると言えます。こちらは教育委員会さんのほうからデータをいただいております。

右側のDMF指数というところを見ていただきたいのですが、DMF指数と申しますのは、真ん中あたりに書いてありますが、1人平均のむし歯の数でございます。三重県は、12歳児のお子さんのお口の中に1.86本の虫歯があるのが現状ですけれども、全国では1.29本というところで、全国に比べますとまだまだむし歯は多い状況でございます。その下に市町ごとに状況を載せさせていただいておりますが、これもやはり地域差が大きいところでございます。

そして、一番下には平成17年から全国と三重県のDMF指数の状況を載せさせていただいておりますが、三重県では、平成17年が2.51本でしたけれども、平成22年は1.86本ということで、虫歯は大変少なくなってきましたが、まだまだ全国に比べるとむし歯が多いというような状況でございます。これは、地域格差は8倍ですので、やはり特にう蝕の多い地域では生活習慣全体の改善について働きかけを行っていく必要があると考えております。

そして、特に昨年より教育委員会様とは連携を深めさせていただきまして、学校での歯



科保健指導などの充実を図っているところでございます。今後、虫歯だけでなく歯肉炎の予防などにもしっかり取り組んでいきたいと考えております。

それで、別に本日、資料を付けさせていただきますが、12歳児の1人平均むし歯の数というのを付けさせていただきます。これは平成20年、21年、22年の12歳児の1人平均のむし歯の数ですが、三重県も良くなっているんですが、他の都道府県がかなり良くなっておりまして、22年には全国ワースト3ということで、沖縄、北海道に次いで三重県が悪かったというような現状でございます。

それから、次のページには、17歳で未処置歯のある者の割合ですが、これは平成22年は沖縄に次ぎまして三重県がワースト2ということで、ここのところもやはり改善していくべき課題だと認識しております。

このような資料に基づきまして議会のほうでも条例を策定するにあたり、いろいろご検討いただきましたところ、やはり子どものむし歯予防対策をしっかり行っていかなければいけないということで、議会のほうでも時間をかけてご協議いただきまして、条例の文言にも反映されております。

それから、12ページをご覧ください。これはフッ化物の水溶液でブクブクうがいをするフッ化物洗口の実施状況ですが、フッ化物を使用することによってむし歯の予防効果が大変高いものですので、全国では現在約80万人のお子さんが実施しておりますけれども、三重県ではまだあまり普及に至っていない現状がございます。

そして、6歳臼歯の保護育成という観点から、三重県では平成16年からフッ化物洗口のモデル事業に取り組んでおりまして、平成15年には幼稚園、保育園のみで2施設、55人のお子様の実施していただいておりますが、モデル事業実施による普及や、いくつかの地域では公費でもご負担をいただきまして、少しずつフッ化物洗口が進んできておりまして、平成22年には54施設、1,906人のお子様の実施していただいております。

今回の条例の中にも、「フッ化物洗口」という文言が入ってきておりますので、これをすぐに進めるということではございませんけれども、虫歯の予防法の中の一つとして、今後、地域のほうで進んでいくようであれば、県としましてしっかり支援をさせていただきたいと考えております。

そして13ページでございますが、これは健康増進法に基づく歯周疾患検診の受診者です。これは平成21年のデータでございますが、これは市町で実施していただいているのですが、

どの地域も受診率も低くて、働く世代の方々への働きかけというのが大変難しいところでございます。

また、各市町におかれましては、この健康増進法に基づく歯周疾患検診だけでなく、乳幼児検診にいらっしゃった保護者さんたちに対しても検診を行っていただいたり、積極的な取り組みをしていただいているところでございます。

働く世代への働きかけがなかなか難しいところでございますので、来年度の事業の中でもしっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それから 15 ページをご覧ください。これは三重県の県と市町の歯科保健技術職の配置状況でございます。歯科医師、歯科衛生士が行政にどれくらい勤めているかというものでございますが、県のほうには歯科医師が 2 名おります。そして、非常勤ではございますが、四日市市には歯科医師が 1 人おります。そして、市町の歯科衛生士は常勤・非常勤を合わせまして 10 人しかいないというところでございます。県の条例ではございますが、人材の育成・確保に関して対応していくようにということでございますので、やはり市町のほうでも歯科技術職、特に歯科衛生士さんの配置をいただいて、歯科保健指導などをしっかり行っていただくと、今後の歯科保健施策も進みやすくなるかなというふうに期待をしているところでございます。

このような結果と、あと資料 3 のほうをご覧ください。「ヘルシーピープルみえ・21」の三重の健康づくり総合計画でございますが、これが 25 年から新しい計画、新計画が始まります。それに合わせまして今年度、県民健康意識調査と、歯科疾患実態調査を実施しまして、来年度評価をするところでございます。この結果につきましては、歯科については概ね良い結果が出てきております。

そして、県民健康意識調査は、県民 1 万人に対して調査を行いました。歯科疾患実態調査につきましては、今まで県民健康栄養調査と一緒に、1 歳以上の県民の方に対して行っておりましたが、歯科で把握したい年齢と言いますのが 80 歳で 20 本歯がある方、60 歳で 20 本歯がある方等となっておりますので、今回は年齢を 20～24 歳、そして 40～44 歳、60～64 歳、80～84 歳というふうにターゲットを絞りまして、健康栄養調査とは別に歯科疾患実態調査をさせていただいております。実施方法につきましては今までと同じ方法で実施をしております。

この結果ですが、むし歯のない幼児は、これもベースラインが 56.7 でしたが、現状値が 75% とむし歯のないお子さんが大変増えております。それから、学齢期の 1 人平均う歯数

も3.44から1.86本ということで、大変良くなってきております。

また、進行した歯周炎に関しては、69番の20歯以上自分の歯を有する人というのをご覧いただきたいのですが、これは60～64歳の方が50%から91%になっておりまして、最近では県民の皆さんがしっかり歯を残していらっしゃるって、健康な歯をお持ちということが分かってきました。また、80～84歳で20本歯をお持ちの方は、ベースラインは21.4本でしたけれども、39.5%ということで約40%の方が80歳でも20本以上歯をお持ちにです。

現状は大変良くなってきておりますが、進行した歯周炎であったり、歯茎が腫れることがある人、また歯が沁みることがある人というようなところは、歯が残ってきている分、歯周病の症状を感じていらっしゃる方というのは増えてくるのかなと思ひまして、このようなところは現状が悪化していたり、変わらなかったりというようなところでございます。

それから、歯の健康度得点は、10の質問をさせていただきまして、16点以上あれば概ね歯の健康のために良い生活をしているということで、評価をさせていただいているものでございます。これは愛知学院大学のほうで開発されたもので、これを活用させていただいておりますがこれも良い結果が出てきております。

あと、酢ダコや古たくわんを噛むことができる人等、固いものを噛むことができる人であったりとか、フッ化物歯面塗布を受けたことがある幼児、そして定期的な歯科検診の受診者、歯磨きを1日2回以上する人、フッ化物配合歯磨き剤を使用する人、そして歯間清掃用器具を使用する人、8020運動を知っている人、かかりつけ歯科医のある人というふうに、県民の方の意識というのはすべて改善してきております。

歯科の指標は、目標値が大変高く設定されておりまして、目標値に達したものはございませんけれども、概ね改善傾向にあるということをご報告させていただきます。

そして、この結果を出すにあたりまして、県民歯科疾患実態調査を今年10月に行いました。結果を資料4のほうに付けさせていただいております。

今回はこの歯科疾患実態調査では、進行した歯周炎の減少と20歯以上自分の歯を有する人の増加、そしてフッ化物歯面塗布を受けたことがある幼児の増加というのをこの調査の中でご報告をさせていただきましたが、今後この調査結果をもとに、生活習慣と口腔内の状況との関連というのを分析させていただきまして、次年度からの歯科の基本計画に盛り込みまして、施策に反映させていただきたいと考えております。

そして、もう一度「三重の歯科保健」に戻っていただきたいのですが、こちらのほうの24ページから82ページまでが市町の歯の健康指標と市町で行っていただいております取

り組みが載せてございます。そして 84、85 ページにはその取り組みの一覧がございまして、またご協議いただく時のご参考にしていただきたいと思います。

そして、市町さんのほうでは、最近本当にしっかりお取り組みいただいております、歯科保健指標を策定していただいているのが、平成 17 年の時には 16 市町しかございませんでしたが、今年度の当初では 27 市町が指標を設定していただいております、その目標の改善に向けて取り組んでいただいているところでございます。

それからフッ化物塗布、特に乳幼児のお子さんの歯にフッ化物を塗布するものですが、それを実施していただいているのが平成 18 年は 14 市町でしたけれども、22 年の実績では 20 市町に増えてきており、充実した内容になってきております。

このような各市町の取り組みが年々充実して来ておりますけれども、地域の歯科医療関係者と連携を図って取り組んでいただいた結果が、このような良い結果につながっているものと考えております。

本当に、このような結果が出てまいりましたのも、関係者の皆様にご努力いただきました結果だと感謝しております。県としましても、さらにその連携を進めていくために、その効果的な連携を進め効果的な施策を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(中井会長)

ありがとうございました。多岐にわたるいろんな項目につきまして、今、三重県の歯科保健の現状ということでご説明をいただきました。大変多い、広い分野ですが、こういった調査に特に分析面で係わっていただいております森田委員のほうから、何か追加、またご意見はいかがかと思いますが、お願いいたします。

(森田委員)

ありがとうございます。

まず最初のほうで説明していただきました「ヘルシーピープルみえ」の目標値、ベースラインから現在に至ってのところですが、今、説明がありましたように、全体的に良い傾向を示して来ているという状況があり、非常に良いことではないかと思えます。

目標値は、確かこれを策定する時に私も係わっていたんですが、中垣教授が理想は高く持てということで非常に厳しい目標にしたのは確かだと思えますので、でもいくつか達成しそうですが、Aに行かないという微妙なうまい設定になっているなと思えます。これは次回に向けてということで頑張っていただきたいと思います。

この「ヘルシーピープル」という名前は「健康日本 21」から来ているのですが、もともとはアメリカの「ヘルシーピープル」という施策があって、日本がそれを真似して作ったというのがあると聞いていまして、アメリカのほうも結構達成していないんですね。ギリギリのところまで行きながら。それでまた次の 10 年間の目標へというふうに順番に持っていくということをしているようですので、三重県のほうもそういう形で、これはダメだったということではなくて、また要するに計画の経過点だということに次へとつなげていただければというふうに思います。

それとあと、事務局のほうからいくつかの言葉として出てきたのが、地域で「格差がある」、「差がある」ということでしたが、私はまだ三重県の条例を読み込んでいないのですが、国のほうを見ますと、この資料 1 の中の 11 ページの骨子のところを見ていきますと、「健康格差の縮小」という言葉が何ヵ所か出てきています。これは多分非常に重要なポイントになってくるところではないかと思ひまして、この今のむし歯の話で行きますと、ある地域に生まれるとむし歯になるけど、ある地域だとむし歯にならないというのは、非常にこの人は不幸なことでありますので、そういう地域、どこで生まれてどこで育っても健康な幸福でいられるということに差がないという状況を作っていくというのは、非常に大事なコンセプトじゃないかと思ひますので、今後この差をいかにうまくコントロールしていくかが重要だと思ひます。

これは私の個人的な考えかも知れませんが、時間的な要因が結構あるんですね。時差があると言ったらいいのか、ちょっと表現が悪いかも知れませんが、欧米から見ると、日本の口腔内、歯科の状況というのは多分 20 年ぐらい遅れているという表現がいいのかどうか分かりませんが、時間的にやっぱり遅れているんですね。これはなかなか見えて縮まらないんです。こういうことが日本の中の地域でも起きているし、県の中の地域でもどうも起きてしまっているということです。その背景は、多分むし歯になったりする要因というのは、生活習慣の問題であったり食習慣の問題があって、急に変わるものではないというのが多分背景にあると思われまます。

これをどうやってその時間を速めていくかということになった場合には、やっぱり歯科の私たちだけではなかなかやれない進まない部分がありまして、学校での教育、特に食育の問題であったり、その教育であったり、生活習慣の問題であったり、地域でその生活習慣とかその地域の中をどうしていくかということが多分関係してくると思ひますので、この会議におそらくいろんな方々が参加していただいているというのは、そういうところは

非常に意味を持つところだと思いますので、ぜひいろんな方面からの協力であるとかアプローチができるといいんじゃないかというふうに考えております。

以上のように思いますが、よろしいでしょうか。

(橋上委員)

19 ページに「在宅歯科医療連携室整備事業」というのがございますが、医科と歯科のなかなか接点がなくて、私も県の理事のほうでこういうところに年に1回行かして情報を共有しようと思っているんですが、例えば(2)の「カ」で「医科歯科連携医療先進地視察研修」というのがあります。三重県が果たしてどのぐらいのところにいるのであるかという点をお聞きしたい。

それから、この医科と介護との連携と訪問歯科というところで、やっと最近、この医科と介護がバラバラなのがやや共有しかけているんですが、なかなか問題もあります。そして、なかなかその医科と歯科がその連携が、個々のケースではやられておりますけれども、それぞれが口のほうだけは知らないところでやられており、そこにはやはりいろんな施設のケアマネージャーとか介護福祉士とか施設長とか、そのへんからの情報がある場合、ない場合があると思います。このへんをずっと最近思っているんですが、なかなか接点がなくて、一緒に会を持つこともない状況ですので、ちょっと悩んでおるところなんです、こういう連携医療先進地なんかはどんなんでしょうか。

(中井会長)

今ちょっとご質問があったんですが、次の議題の(3)で「平成23年度歯科保健事業報告」というのがございますので、この報告をしていただきながら、今の副会長さんのご質問にもお答えいただくとして、一旦、またこの現況について質問等がございましたら後ほど伺いすることとして、(3)の23年度事業報告のご説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、委託先であります三重県歯科医師会の地域保健担当常務であります羽根委員からお願いしたいと思います、よろしいですか。

(羽根委員)

それでは、資料5をご覧くださいませでしょうか。

まず1番の「学校歯科保健推進事業」、今までも出てきておりますように、学校というのも非常にこの歯科保健には重要な場所でございます。今年行いました事業で、9月11日に学校歯科保健研修会ということで、恵那の石黒幸司先生にお願いしました。受講者数が60

名とちょっと少ないように感じられるかも知れませんが、我々歯科医師というのは、検診したり治療したりするのは得意なのですが、お話するというのは非常に苦手な部分でございます。石黒先生というのは、独自のツール、いろんなものを用いて歯科保健活動をされるということで、実際にテーブルごとで媒体ツールを作ったりしながら研修を行わせていただきました。非常に歯科医師の先生方にも好評で、また何らかの機会をもって続けていきたいというふうに考えております。

(2)の「児童への歯科保健指導」、先ほど西村委員のほうからありましたように、歯科医師会のほうで16校、それから衛生・歯科医のほうで3校、ライオンさんのほうで3校という形で、これも非常に多くの学校のほうで歯科保健指導を行っております。

(3)で「学校歯科保健先進地視察研修」は、先日、16日に行ってまいりました。これはもう4年目に入っておりますが、岐阜県の瑞穂市立穂積小学校のほうへ行ってまいりました。これはフッ化物の洗口を行っている学校でございます。今回目立ったところは、これに参加させていただきまして、各地で地域での歯科保健の協議会を持っておりますが、その学校の先生方が参加していただいて、今までは見に行くという感じでしたものが、うちはやらなければいけないかも知れないという意識を持って今回は参加していただいたという実感があります。ですので、ちょっと時間が押すほど、この実際のやっておられる養護の先生等に対する質問が非常に熱くなったので、今までになくこの事業も成功したものだと思っております。

次に2番、「次世代育成支援事業」、この中で特に三重県は児童虐待に関する歯科という点では、三重県はほぼトップに近いような先進的な取組をしていると思っております。ここには書いてございませんが、先月、私と中井会長が兵庫県のほうに呼ばれまして、学校保健会のほうでこれに対するお話をさせていただいたということもございます。

児童相談所での歯科保健指導と検診というのもずっと続けております。これはもともとこの調査をするという時に、北勢と中央の児童相談所の一時預かり施設のほうにお邪魔させていただいたと。芝田先生にご協力いただいて、その中のつながりの中からずっと続けておる事業であります。

もう1点、この児童虐待のスクリーニング調査というのも先ほどお話が出ております森田先生がご考案いただいた、児童虐待に関するものというのは、一般的に虫歯がたくさんあって治していないというケースは、ネグレクトを疑うということを我々のほうでは言ってまいりました。そういうデータも出ておりますが、それプラス、いくつかの生活習慣の

データを加える、つまり具体的な今後の展開といたしましては、歯科検診の前にそのアンケートに答えていただいて、その歯科検診結果を照らし合わせると、この子は少しネグレクトの危険性があるというようなものをピックアップできる指数を森田先生のほうでご考察いただいて、それについての調査を行っております。現在、ピックアップされた児童さんの状況についてこれから伺いしていこうという状況になっております。これがうまく行きましたらまた全国的にも発信できるものになると思っております。

また、食育の推進ということで、「かむかむクッキングコンクール」を開催しており、応募作品数、お弁当部門 454 点、おやつ部門 374 点と多数応募いただき、これにつきまして学校関係者の方に本当にお礼申し上げます。13 校の学校から夏休みの宿題にも取り上げていただきたくさんのご応募をいただきました。この建物の上にごございます大きな講堂のようなところに全部写真を並べて、我々を見るのが大変だったという数のご応募をいただきました。これは本年度で 3 回目でございますが、実はここは子どもの歯という視点で 3 回続けてまいりましたが、お子様たち、児童生徒の応募数でわかりますように、少なくとも多くのお子さんたちが学校の宿題かも知れませんが、歯に良い、健康に良い食物ということについて考えていただいたかと思っておりますので、何らかの形でこの事業もまた展開を続けていきたいと思っております。

ここで表彰式を行いまして、11 月 6 日には今年話題になりました相可高校の村林先生にご講演をいただきました。

次に 3 番の「フッ化物洗口推進事業」でございます。(1) の表が今年度の実施施設でございます。先ほど事務局よりご説明いただきましたが、モデル事業に参加いただきますと、3 年間は無料でフッ化物を提供しておりますので、そういった形でその行ったところがどんどん継続しております。

志摩市の場合には、そこから自主的にどんどんすべての保育所、幼稚園に向けて展開が始まっているという段階でございます。これは非常にルーティンな流れになっておりまして、議会のほうでもこの条例のほうの実例として志摩市のほうから説明をしたというふうに聞いております。

次に、その格差に係わってくる問題ですが、この「みえ歯ートネット事業」ということで、障害を持ったお子様たちの歯科検診、そういったことについても我々は眼を向けていきたいと考えて、こういった事業を行っております。協力歯科医院というのは、126 か所ございますが、これにつきましては今年度末でまた再確認をしておる途中でございます。



研修会のほうですが、歯ートネットの研修会、1回目は歯科医療関係者向け、第2回のみえ歯ートネットの研修会というのは、その保護者の皆様とかそういった方にも聞いていただけるような形で研修会を行っております。ここでは、長崎県の歯科医師会の口腔保健センター診療部長の長田先生にお願いしました。と申しますのは、長崎では、障害者の診療を行うバスを県で持っておりまして、週に1回日を決めて、訪問して障害者の治療を行うという、かなり先進的な取り組みを行っているということで、それについてご紹介をいただきました。

また、7ページの(3)にありますように、施設での研修、歯科保健指導というのも、募集をしておりますが、あつという間に応募で埋まってしまうという状態でございます。これにつきましても、また次年度、我々のほうももう少し障害を持ったお子様たちの歯科検診、歯科保健指導について研鑽を積んでいきたいと考えております。

次に、「歯周疾患予防対策事業」としていろいろなところで連絡の協議会を持っております。先ほど申しましたように、9ページに今年の各地域での協議会のテーマ等を書かせていただいております。

これにつきましては、この協議会の一番上に書いてございます鈴鹿地区での地域8020協議会におきましては、坂井委員のほうからも熱いご意見をいただいております。本当に地域での歯科保健による取り組みということが進んでおります。

また、地域8020運動推進協議会の準備検討会ということで、こちらはNPOのWell-Beingの中村譲治先生に、住民参加型の歯科保健指導ということについてお話をいただきまして、こういった地域で立ち上げている協議会の今後のあり方について少し指針を示していただきました。

次の「8020推進員普及活動事業」です。このような三重県歯科医師会の事業、歯科保健推進事業を行っていく際に、どうしても必要になってきますのがマンパワーでございます。そこで、現在、地域で歯科保健活動を行う、できればその仕事を離れている歯科衛生士さんとか、そういった方々にも研修をしていただいて、地域保健活動に参加していただくという形で、この登録システムの稼働をしております。その中で研修会を積んで、各種の推進事業のほうに応募をかけて参加をしていただいております。

(事務局)

歯科医師会さんに委託させていただいている以外の事業についてご説明させていただきます。「地域歯科保健支援事業」ということで、これは県のほうで実施させていただいてい

る事業でございます。

歯科保健担当者会議というのを毎年開催させていただきまして、県及び市町の歯科保健担当者の方たちと歯科保健課題の共有をいたしまして、先進的な事例の紹介などを行いまして、効果的な歯科保健施策を進めるための協議を行っております。

それから、今年度、「ヘルシーピープルみえ・21」の調査を行うために、歯科疾患実態調査を行いました。これにつきましては、愛知学院大学の森田先生のほうにご指導いただきましたのと、それから調査にあたりましては歯科医師会さん、歯科衛生士会さん、そして市町さんのほうにはご協力いただきまして進めさせていただきました。

そして、「地域歯科保健実践事業」ですが、これは本日ご欠席でございますが、歯科衛生士会さんに委託して実施していただいているものでございます。これは、地域のまちの保健室は看護協会さんのほうで最初にやっていたものを歯科のほうも参加させていただくということで、こちらの事業の中で継続してさせていただいているものですが、商店街とか住民の方に近いところで県民の健康づくりということで歯科相談、そして歯磨き指導などをさせていただいております。

そして、これは県民の健康づくりだけではなくて、地域商店街の活性化にもつながるということで、その地域のほうからも大変喜ばれておりまして、継続の声が上がっているものでございます。

それから、中学校での歯科保健指導、そしてマタニティクリニックなどでの妊産婦さんへの保健指導、そして鈴鹿と尾鷲南紀支部のほうで乳幼児への歯科保健指導を行っていただいております。

あとはまた羽根、続いてお願いします。

(羽根委員)

「在宅歯科医療連携室整備事業」でございます。資料6をご覧くださいませでしょうか。今年度行いましたのが、三重県における入所者を対象とした口腔ケアに関する調査でございます。これ以前に病院での口腔ケアについての調査は以前に行っております。どちらもほぼ同じ結果でございます。口腔ケアは、非常に8割近い数字で毎日行われているという結果が出ております。

ですが、この口腔ケアステーションの設立というのは、この病院での急性期での口腔ケアが行われているという状況から、施設あるいは在宅に移っていく際に、その口腔ケアがシームレスには伝わっていないというのが現状でございます。

先日、私が出席しました、三重県介護保険事業支援計画の会議では、脳卒中のクリティカルパスというようなものがある、その場合には例えば病院から施設、在宅への流れというものができています。ただ、残念ながら、ここに実はその設立当時に歯科が入ってなかったため、その口腔ケアについては、まったくこの流れに入っていないということなんです。

先ほどの先進地につきましては、ここにあります研修会で寺岡加代先生が各地のそういった事例に参画しておられるということで、今年はその先進地の視察は行わなかったんですが、この先生にいろんな地域ではこういった形で医科のほうを、それで医科の急性期なら急性期の病院に歯科が係わっていく。それから在宅、あるいは施設に係わっていくという流れに参加している事例というのをご紹介いただきまして、正直申しますと、三重県のほうではやっと今そこに入りかけたというのが現状でございます。ですので、この「かがやきプラン」という中に「口腔ケアの連携」という言葉を入れて欲しかったんですが、次回入れてくださいというふうに申し上げてまいりました。

この口腔ケアステーションの問題につきましては、実は歯科医師のほうも病院、ここにございます病院歯科における口腔ケアの実践研修会ということで、非常に重点的にやっております七栗サナトリウムの藤井先生のほうからも、紹介状をもらっても返事が返ってきていないよというような話をいただいておりまして、実はこの事業も現在のところ、津、松阪地域周辺を中心に動いております。と言いますのが、七栗から、あるいは病院歯科のございますところからでは、実際にはこのような口腔ケアをやっておりますという口腔ケアサマリーというものを作っていただいて、それを退院時に利用者さんにお渡ししてあるんですが、それが埋もれてしまっている。我々歯科医師も知らないという状況でございました。一時期はこれを統一した書式というようなことも考えたんですが、なかなか難しい状況にあります。ですので、こういったことをまず周知して、我々会員、それから施設の方々にもこういうものがあるんだよということを知ってもらおうという段階が現在の段階でございます。

この第2回の協議会では、津、松阪地域を中心とした介護の方、ケアマネ協会さんのほうにも来ていただいてご意見をいただくという形を取らせていただきました。佐波委員さんのほうにはまだ、現在まだ施設を中心としておりますので、在宅とかになりますとまたいろんなご意見をいただくような形、またこれは三重県というのは南北に長く、基幹病院というものの存在もあり、なしという問題もございますので、地域、地域でのパターンを

作っていかねばならないと考えておりますので、現在は県の中央部分で進めておりますが、多分次年度は四日市あたりというような、いろんな形での展開を考えておるところでございます。

また、それに向けて我々歯科医師の口腔ケアのスキルアップということで、病院への研修というのも行っております。以前は七栗だけだったんですが、今年は松阪総合病院さんのほうにも協力いただいて、口腔ケアの実習を行っております。

橋上先生、これでお答えなんですが、ぜひ、今のところ先ほど申しましたように前回の協議会では、我々と施設、ケアマネさんという形だったんですが、正直申しますと、どうやって医師会さんのほうにアプローチしていいかわからないという状況でしたので、また後ほどいろいろご支援もいただきたいと思っております。

最後に「在宅歯科衛生士再就職支援緊急雇用創出事業」という形で、我々、在宅とかそういうことにつきましては、どうしても歯科衛生士の問題、実際には口腔ケアにつきまして我々が指示をしながら歯科衛生士が行うということで、歯科衛生士のスキルアップ、それから人材確保ということでこのような事業のご予算をいただきましたので、展開して今年度行ったところでございます。

少し早口になりましたが、報告は以上でございます。

(中井会長)

23年度のこの事業報告とともに、今ちょっと回答ということになったかどうか分かりませんが、まだ緒に就いたばかり、これから医科歯科の共通言語も我々は勉強していかなくてはならない。まだ共通言語も持ち合わせていないような現況ですので、一つ連携についてはまたご指導賜りたいと思っております。

今の羽根常務の説明、ちょっと足早に行ったんですが、中にちょっとお名前が出た委員さん、特に口腔ケアを通しての口腔機能向上でありますとかということに関して、佐波委員さんのほうから何かご意見、ご提示がありましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(佐波委員)

貴重なご意見、本当にありがとうございます。

私の今の立場としましては、在介のほうに所属しておりますので在宅の話、それからあと以前は特養のほうにもおりましたので施設の話と、ちょっと分けて話をさせていただきますと、現在、在宅におきましては、特に進められておりますのが、さきほど「かがやき

プラン」というのもございましたが、いかに在宅でお元気にお暮らしいただけるか、ご存じのように介護保険制度もかなり逼迫しておりまして、施設に入るとそれだけ費用がかかるといふことで、各市町さんも在宅へ、在宅へという方向があります。

在宅へ変えるには当然お元気になっていただかなければいけない。あるいは、その中で大事になってくるのは介護予防ということですね。つまり、介護が必要なく人生を全うしていただけるように、もう一つは認知症予防というところが大きな二つの柱になってくるわけですが、それをするために、今、一つは「生き生きサロン」というのをさせていただいております。各地域で地域のご高齢者の方にお集まりいただきまして、介護予防あるいは認知症予防のお話をさせていただいたり、あるいは体操をしたりとかという形でいろいろさせてもらう中で、私もこの会に去年からお邪魔させていただいている関係で、「8020」の話などもさせていただくわけです。

そんな中で、やっぱりそういう会に出て来られる方というのは勿論お元気な方が多いんですが、そういう方というのは歯もお元気なんですね。具体的な数字は今はっきり覚えておりませんが、おそらく5割以上の方がかかりつけの歯医者先生をお持ちであるところかというところが確かあったと思います。ただ、2割近くの方は、「わしゃ、歯医者にかかったことがない」という方もみえますが、わりと歯に対してはお元気な方が多いと思います。勿論、そんな中で、うちのおじいちゃんが寝たきりになって、歯がどうしても悪いのでどうしようかという相談も受けます。そういう時は、かかりつけの先生なり、あるいは訪問歯科治療もありますので、そういった先生を紹介させていただいたりという形で対応することによって、歯の健康を何とか守っていくことによって、お元気にお暮らしいただけるのではないかということが一つあると思います。

それからもう一つ、入所者を対象とした口腔ケアですが、こちらは実は恥ずかしい話ですが、この資料6を見せていただきまして、入所者1人に対する口腔ケアの頻度が「毎日実施」というところがかなり多くグラフとして出ておりますが、実はこれは裏がありまして、実際、歯磨きはしております。歯がある方に関しては。ところが、特養に入ってみえる方で歯が1本もない方というのはかなり多いわけですね。ですから、食事の介助とか、あるいはもう胃ろうという方が実に増えてきておる中で、なかなか歯のない方に対する口腔ケアができていないかと言うと、それはかなり不備があります。特に舌の衛生に関して口腔ケアがちゃんとできているかと言われれば、かなり難しいところがあるのではないかと。

ですから、うちの施設とかあるいはよその施設に関しましても、そういった形で歯科の

先生にご訪問いただきまして、あるいは歯科衛生士の方に来ていただきまして、歯の磨き方の講習もしていただいたりすることによって、職員のスキルアップにも努めているというところがあるわけです。

ただ、その中でやはり最近多いのは、各施設さんが、訪問していただける歯科の先生の確保をされているところが多いかなというのはあるかと思います。歯科の先生に来ていただくことで歯の治療あるいは入れ歯の調整とかというのをしていただいて、まず口でしっかり噛んで食べることができるというところがわりと進んで来ていると言うか、充実してきているのではないかというところはあると思います。

簡単でございますが、一応そんな形でございます。

(中井会長)

ありがとうございます。終生お口の機能の中に自分の口からおいしく食べるということが大切でありますけれども、そういった習慣を培うためにも「かむかむクッキングコンクール」という、3年目を迎えまして大変充実してきておりますが、そのことに関しては、三重県栄養士会の方には大変ご協力いただいております。そういった事業についても長谷委員のほうから何かご意見があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(長谷委員)

僕も審査会の時に参加させていただき、本当にたくさんのご応募で、はじめは10個かそこらへんで、少ないなぁと心配していたら、ガーッといっぱい集まったりしまして、本当に人気がありまして、内容的にも本当に素晴らしい内容のものがほとんどで、なかなか選考するのも難しかったらと思います。本当に年々献立の質も上がってきておるように感じました。

(中井会長)

今後ともご協力を賜りたいと思います。

人生のステージをちょっと下げまして、労働者、成人期の歯科保健に対しましては、歯周疾患検診の率が非常に低調であるということが事務局から説明がありましたので、そういったことも今日は欠席ですけれども、平川委員にもお尋ねしたいと思っていました。

もう少し下げまして、今度が学校、児童生徒に対しては学校保健安全法というものがあり、いろいろと対策を取っていただいているんですが、今日が学校保健会から山下委員さんに出ているので、何かご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(山下委員)

発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

学校のほうといたしましても、いつも歯科の先生、そして歯科衛生士の先生方には随分お世話になっております。ブラッシング指導にしる、それから栄養士の先生方、栄養教諭の先生方には食育の指導にしる、本当に力を注いでいただきまして、子どもたちの口のケア、そして歯磨きの充実というところでは随分お世話になっていると思います。

自分も、このDMF指数が平成17年度から22年度にかけて随分良くなっているというところを見せていただきますと、やっぱり学校、そして歯科医さん、衛生士さんとの連携もあるところで随分変わってきたのかなというのをすごく感じます。

ブラッシング指導については、やはり自分たちでは十分できないところもありますので、衛生士さんを含め歯科医の先生方のご指導をいただきながら歩を進めているところもありますし、またそれぞれ独自にやっているものもおりますが、地道な、本当に地道な活動で、今すぐ結果が出るということでもありませんけれども、子どもたちの生活習慣の中に歯ブラシを持って歯を磨く、食事の後に歯を磨くということが定着してくればというところで、日々進めさせていただいておるとしております。

ですので、この施行規則の中に出ていました集団のフッ素洗口につきましては、やはり教委のほうの西村先生におっしゃっていただきましたが、やっぱり保護者、そしていろいろな方と相談の上で学校のほうへもお話を十分検討していきながらでないとなかなか難しいところがあると思います。ちょっと自分の中では気になっているところもありまして、WHOでは6歳以下の子どもさんに対してのフッ素洗口等につきましては禁止というふうになっている中で、幼稚園、保育所が随分増えてきているというところは、ちょっと質問をしたいなと思っております。

ごめんなさい、本当に知らない者がこうやって言うと本当に申し訳ないのですが、そのへんもありまして、そのへんがクリアにできたらなと思っております。学校については、集団で行うところにちょっとどうかなというところがあります。それぞれの個人で歯科医の先生のところへ行って、フッ化物の塗布はそれぞれ進んでおるとするのは認識しているところではございますので、そこらへんは十分話し合いを持ちながら進めていっていただきたいなと思っております。

とにかく地道な活動をやっておりますので、なかなかすぐに成果が出るというところまでは行かないんですが、とりあえずこの数字を見ながら、自分たちも頑張っておるところでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

(中井会長)

いろいろな現場でのご不安とかご心配、こういったことに対しては今後話し合いの機会を設けながら、どういった形が、特に学校保健会の研修でありますとか、いろいろあると思いますので、我々歯科医師会等もどういった形がよろしいかということをも十分話し合いをさせていただいた上で、そういったことを一つずつ解決してまいりたいと思います。

個々の質問があったんですが、今日は時間が迫っておりますので、先ほどのWHOの見解等に関しては、また別途に回答させていただきたいと思っております。議会の検討会ではそういったことも長時間議論として出ましたので、そういったことも話し合い済みということですが、いかにそれを県民啓発あるいは周知させていただくかというのが我々の責任でもありますので、またその節は連携協力をお願いしたいと思います。

今日は他の委員さんにもいろいろ見解、ご意見を伺いたいと思います。

各市町での取り組みについても言及があったんですが、特に乳幼児のう蝕の減少とか、いろいろ大変成果を出しているということで、衛生士さんが職員としていないところがたくさんありますけれども、各市町の保健師さんが、その分をカバーすべく、大変な努力かと思っておりますが、何かご意見があれば頂戴したいと思います。

(尾崎委員)

市町の保健師の代表といたしまして発言させていただきます。

私は尾鷲市役所のほうに所属しております、今回は29市町の保健師の代表という立場なんですが、南郡のほうは大変むし歯が多くて、また尾鷲市はその中でも多いというところで、個人的には少し肩身の狭いところなんですが、中井先生や、また三重県のほうのご指導をいただきまして、尾鷲市のほうでもフッ化物洗口のほうを取り組み始めております。これは歯科医師会さんのモデル事業をきっかけにして、モデル事業から普及をさせていただいておるところです。

それで、地域格差と申しますか、尾鷲市でもむし歯のない子どもさんもたくさんいるんですけれども、むし歯が見つかる3歳児さんや1歳半の子どもさんでは、1歳半でも3本とか4本、3歳児で18本生えている中のほとんど全部とか10本とか、本当にひどい子どもさんが年間に1人出ますと、ガクッと統計上は悪いふうになってしまうということで、やはり生活習慣や、特に食習慣というものにも注目して保健指導をさせていただく中に、歯科衛生士さんもやはり人材的には東紀州のほうは少なく、スポットで来ていただいているんですけれども、なかなか保護者の方にも十分指導していくには大変かなと思ってお



ります。

でも、三重県全体としまして 29 市町それぞれの課題を分析しながら、保健師や歯科衛生士さんとも連携を取って保健事業の中に歯科の部門を取り入れて、それぞれ頑張っているというのは会を代表してお伝えさせていただきますが、やはり連携というところ、先ほどから連携ということの大切さも聞かせていただいておりますので、今後とも本当に現場、住民の乳幼児には一番近いところにいるのが保健師ですので、活用していただきまして、歯科保健の底上げに力を入れたいと思っておりますので、どうぞご利用いただきたいと思っております。

(中井会長)

ありがとうございます。

一旦、次の事項、24 年度の保健事業(案)がありますので、このご説明を聞いて、また後ほど総括的に坂井委員にもご意見もお伺いしたいと思っておりますので、先に事務局のほうから平成 24 年度の事業(案)についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、次年度の事業計画の案をご説明させていただきます。

三重県の歯科保健施策と言いますのは、主に国の「8020 運動推進特別事業費」いただいて、その多くを歯科医師会様にご協力をいただきまして、また他の関係団体様と連携をしながら実施してまいりました。

そして、24 年度につきましては、今年度の法の制定、そして条例が制定される予定であること、そのようなことに基づきまして、効果的な事業というのを実施していきたいと考えております。そのために県費の確保などにも努めると共に、新規事業なども増やしまして、対応していく予定にしております。

しかしながら、次年度事業について、まだ国からの報告がないので、すべての事業計画が実施できるかどうかわかりませんが、現在、計画をしております計画について、資料 7 のほうに書かせていただいております。あくまでこれは案でございますので、委員の皆様方から、このようところが不十分というようなことがございましたら、またご意見を頂戴したいと考えております。

一つずつ詳しくご説明することは時間の都合でできませんので、A3 の資料をご覧くださいと思います。こちらのほうに 24 年度の歯科保健対策が載せてあります。それで、次年度におきまして「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づく歯科保健施策の推進、そ

して8020運動の推進というものを実施していきます。そして、乳幼児、学齢期、成人、高齢期、障害者というようなライフステージごとの取り組みを実施してまいります。

そしてこの表の中では、総合、う蝕予防対策、歯周疾患予防対策、口腔ケア、ネットワークづくり、人材育成、その他というふうに分けさせていただいております。そして、県の大きな役割としましては、まず市町への支援をしっかりとさせていただきたいと考えております。そのための他の関係者の方にも情報提供、そして人材の育成、ネットワークづくりというところを大きな柱として進めていく予定でございます。そして次年度は、条例にもありますように、歯科保健計画を作成してまいりますので、皆様方にもまたご意見を頂戴する予定でございますので、よろしくお願いたします。

そして、新規事業としておりますのは、今回、条例による具体的施策を推進するにあたり、各ライフステージに対する事業を取り組んでまいりますのに緊急雇用創出事業を活用しまして、歯科保健対策を進めていく予定にしております。

ここでは、現在、三重県が把握しております現状、その他に学校であったり企業であったり、その他の現在、三重県が把握しておりません情報について調査をしてまいります。それから、学校、企業、そして高齢者施設などへの歯科保健指導などを充実していきたいと考えておりますので、そのための啓発用の媒体なども緊急雇用を活用して策定して、それをもって歯科保健指導に行かせていただくというようなことを計画しております。

そして、先ほどの今年度の実績のほうでお話をさせていただきました次世代育成事業、学校歯科保健推進事業、フッ化物洗口推進事業、地域歯科保健実践事業、歯周疾患予防事業、歯ートネット事業、これらのものは内容を見直しまして、内容を充実させて来年度も実施していく予定にしております。

そして、橋上先生のほうからもご意見がありました、在宅歯科医療連携室事業というもの、現在、今年度から実施しておりますけれども、現在、医科と介護との連携を進めていくということで実施しております、今年度は介護のほうの調査を行ったり、協議会を行ったりしましたが、今後、医科のほうとの連携を次年度は進めさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ医師会のほうとも連携をお願いしたいと思っております。

それから、国立がんセンターと日本歯科医師会とが協定を結びまして、がん患者さんの手術前後の治療とか口腔ケアを実施していくという、それを実施していくために地域の歯科医院を活用していただくというようなことが進んできておりますので、三重県のほうでもそのような対策をぜひ進めていきたいと考えておりますので、またそのところについて

もご指導賜りたいと思っております。

そして、下のほう、8020運動推進協議会は、地域のほうで地域課題について協議をいただいておりますので、このような協議会がありますことによって地域での歯科保健活動が大変進んでいると実感しております。

そして、人材育成のところですが、三重県におきましては公衆衛生学院において歯科衛生士の育成をしております。そして歯科技工士の確保対策、資質向上事業なども行っております。

そして、歯科保健医療災害対策事業は、条例の中に、平常時からの災害対応についてということが載せられておりますので、このような事業を新規で計画させていただいております。災害対応の委員会を開催させていただくと、それから市町での食支援状況、避難場所の環境状況、歯科医療衛生用品などの備蓄調査等をさせていただいて、今後、歯科としてどのような対応をしていけばいいのかということを検討させていただき、災害対応マニュアルを作っていく予定にしております。

それから、24年度各種計画策定に向けた作業工程ということで、国の「健康日本21」が平成25年から10年の計画で次期計画が始まります。それに合わせまして三重県のほうでも「ヘルシーピープルみえ・21」の次期計画が10年計画で始まります。そして、その他がん対策戦略プラン、自殺対策行動計画、そして保健医療計画などがみな25年から始まりまして、そして歯科保健推進計画につきましては、新規の計画ということでこれも25年から策定をさせていただく予定ですので、他の計画との整合性を図りながら、歯科保健計画も進めさせていただきたいと考えております。

そして、計画を策定するにあたりましては、議会のほうに図る必要があり、11月の議会に中間案を上程する予定になっておりますので、その前にはこの協議会を一度開催させていただきまして、皆様方にご意見を頂戴して、議会のほうに上程したいと考えております。そのあとパブリックコメントで県民の方からのご意見をいただきまして、2月会議で最終案を上程する予定にしております。

(中井会長)

只今は平成24年度の歯科保健医療対策について案をお話いただきましたが、県民と言うよりは住民が、この保健施策を受益するのは地域です。実際には地域現場なので、特に保健所、県内の単位で「8020運動推進協議会」というのを地域ごとに持っていていただいております。鈴鹿地区には坂井所長さんに入っていていただいておりますので、坂井委員のほう

から、総じて何かご意見等ございましたらお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(坂井委員)

今回、法律が公布・施行になったということで、私、いつも意見のところでも多分毎回申し上げているんだと思うんですが、基本理念のところでも「生涯にわたって」とか、「乳幼児期から高齢期までの」とか、「保健医療、社会福祉、労働衛生、教育」とか「連携」とか「総合的な歯科口腔保健の推進」ということがきちっと文言化されまして、都道府県の責務とか市町村の責務であったり、いろいろなところがきちっと文字になってきておりますので、これはある意味でチャンスなのかなと思います。

施策を進めていく上で、今回初めて鈴鹿の「8020運動推進協議会」にも参加させていただいたんですが、20歳までということで、2年間議論をして次回は違うということで、そこでも私ちょっと申し上げたと思うんですが、この会は多分生涯を通じて親会と言いますか、それに多分部会とかいろいろステージごとの部会であったり、そういう保健医療とか、そのへんは連携ですから、先ほど医師会と歯科医師会の接点がなかなかないと橋上先生もおっしゃって見えましたが、そのパートパートで、先生方も多分子どもさんが得意な先生もみえたり、高齢者が得意な先生もみえたりするので、その部門その部門でやっていかななくてはならなくて、だからこの下に部会みたいなものがあって、それがそれぞれにいろいろ、部会というのは年齢、ステージごとの部会もあるでしょうし、地域ごとの部会もあるでしょうし、そのへんがうまく有機的につながっていったら施策になっていくのかなという気がするんです。

その仕組みを何とかこの会議だけじゃなくて、それを支えていく実践部隊と言いますか、そのへんがうまく機能していくといいのかなと。それが今回、今、法律も制定されまして、はっきり文言化されているので、そういうことをやっていくチャンスなんじゃないかなという事は思っております。

私は市町村介護予防の委員もさせていただいているんですが、そこでもすごくそういうことを感じるんですね。ですから、そういうふうにしていく、そのあり方、会議の持ち方ですとか、そういう仕組みをどういうふうにしていくかということを考えていったらいいのかなというふうに思いました。

それからもう1点、これは県のほうなんですけど、最後のA3のペーパーなんですけど、今度、組織改正で1部2局になりますよね。健康福祉部とこども局と医療局となってくるので、これで行きますと、例えばこの部分というのは健康福祉部医療局になるんですね。

保健医療計画とかヘルピーも全部医療局所管になるんですが、例えば歯ですと子どもさんですとか、子どもの部分と言いますとすこやか親子ですとか、そういうところになってきます。それから感染症の関係は具体的に何が出てくるか分からないんですが、今回、1部3局になるということで、そのへん、多分歯のことで母子保健とかそのへんで関わってくるところが随分あると思いますので、そのへんは十分連携を取っていただいて、抜け落ちる部分のないようにしていただきたいということをお願いしておきます。よろしくお願いします。

(中井会長)

健康保健事業推進にあたっての非常に力強いアイデア、そして同時に大きな宿題をいただいたようですので、今後、重々検討を重ねてまいりたいと思います。

進行に不手際がありまして、与えられた時間がやってきました。また委員さんの中にはいろんなご意見、ご質問があろうかと思いますが、また別途の機会をお願いするとしまして、本日の事項の「その他」にまいりたいと思いますが、事務局のほうから何かございますでしょうか。

(事務局)

本日はたくさんのご意見をありがとうございました。

委員の皆様には平成25年11月30日までの任期でお願いしております。次年度も委員としてご協力をよろしくお願いいたします。

そして、来年度の協議会は、次年度作成します計画についてご意見を頂戴したいと思いますので、10月か11月に一度開催させていただきますのと、また同時期にもう一度開催させていただきますので、今年度は1回ですけれども、次年度は2回お願いしたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。以上でございます。

(中井会長)

それでは、最後になりますが、今月、先ほど冒頭に事務局からご紹介がありました「みえ歯と口腔の健康づくり条例」がどうやら議会を通過しますと、施行ということになるということで、この追い風を受けてさらなる歯科口腔保健の推進、取り組みを進めてまいりたい。今後とも皆様のさらに増してのご協力、連携をよろしくお願いいたします。

それでは、議事をすべて終了しましたので、事務局のほうにお戻ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

委員の皆様、どうもありがとうございました。

本日、委員の皆様からいただいたご意見につきましては、今後、歯科保健施策のほうにできる限り反映できればと考えております。このような意見を事務局のほうで消化しながら、今後の歯科保健施策を進めていきたいと思っておりますので、今後ともご協力、ご指導のほどよろしく願いいたします。

また最後に、歯科保健計画を作るということの中で、いろいろ個別にもアドバイスをさせていただくことなどもお願いすることがございますので、その時にはまたよろしく願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。